

## 人事評価シート DX サービス利用約款 新旧対照表

(下線部改正)

現行	改定
<p>第1条（本サービスの概要・定義）</p> <p>第12条（本サービスの利用料等）</p> <p>1. サービス利用料と初期費用は、別途当社から提示する料金とします。サービス利用料は1年単位とし、契約者は第13条（サービス利用料の支払い方法）のいずれかの方法でサービス利用料等を一括前払いするものとします。</p> <p>第13条（サービス利用料の支払い方法）</p> <p>サービス利用料の支払い方法は、次のいずれかとし、決済代行会社の場合は決済代行会社の利用規約に従うものとします。</p> <p>第19条（本サービスの廃止）</p> <p>1. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止日の1ヶ月前までに契約者に通知し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。</p>	<p>第1条（本サービスの概要・定義）</p> <p>⑤販売代理店：本サービスの利用権を販売する当社の代理店</p> <p>第12条（本サービスの利用料等）</p> <p>1. サービス利用料と初期費用は、当社または販売代理店が別途提示する料金とします。サービス利用料は1年単位とし、契約者は第13条（サービス利用料の支払い方法）<u>に定める方法に従い</u>、サービス利用料等を一括前払いするものとします。</p> <p>第13条（サービス利用料の支払い方法）</p> <p>サービス利用料の支払い方法は、次のいずれか、<u>または販売代理店を通じて支払うもの</u>とし、決済代行会社の場合は決済代行会社の利用規約に従うものとします。</p> <p>第19条（本サービスの廃止）</p> <p>1. 当社は、当社の判断により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止日の<u>6</u>ヶ月前までに契約者に通知し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。</p>